脱施設化ガイドライン案への世界のコメント（2022年6月）　No.19

**地域インクルージョン擁護者（CCI-K）（ケニア）**

CHAMPIONING FOR COMMUNITY INCLUSION IN KENYA (CCI-K) SUBMISSIONS ON THE DRAFT GUIDELINES ON DE- INSTITUTIONALIZATION

**地域インクルージョン擁護者（ケニアCCI-K）**

**脱施設化ガイドライン草案に関する提出文書**

地域インクルージョン擁護者(Championing for Community Inclusion in Kenya (CCI-K))

は、ケニアにおける（障害の）実際の体験者の運動である。私たちの主な目的は、他の人々と平等にサービスや機会を利用できるという観点から、地域社会における包摂を提唱することである。CCIは、世界地域インクルージョン改革（Transforming for Community Inclusion (TCI) Global）に加盟している国内組織である。上記を踏まえ、私たちはガイドライン草案を普及させ、またメンバーからの意見を得るために、メンバーとのミーティングを開催した。本文章は、以下の論点についての私たちの提案である：

1. ガイドライン草案パラグラフ35について、脱施設化ガイドライン草案の認知度を高めるために、民間および公共メディアの役割を含める必要があるというのが私たちの提案である。第9条と第21条は、情報とコミュニケーションの問題で交差している。第21条は、締約国が、「障害のある人が、他の者と平等に、かつ、自己の選択するあらゆる形態のコミュニケーションを通じて、情報及び意見を求め、受け、及び与える自由を含む表現及び意見の自由に対する権利を行使できることを確保するために、すべての適当な措置をとるものとする」と規定している。さらに、情報およびコミュニケーションのアクセシビリティを実際にどのように確保するかについて詳述している。締約国に対し、「一般公衆を対象とする情報を、さまざまな種類の障害に適した利用しやすい形式および技術で障害のある人に提供する」ことを求めている（第21条（a））。さらに、「手話言語、点字、拡大および代替コミュニケーション、その他すべての利用しやすい手段、方法および形式によるコミュニケーションを、障害のある人が公的な交流において選択することを促進する」ことを規定している（第21条（b））。インターネットを含め、一般大衆にサービスを提供する民間団体は、障害のある人にとってアクセシブルで、使いやすい形式で情報やサービスを提供するよう求められている（第21条(c)）。また、インターネットを通じた情報提供者を含むマスメディアは、障害のある人が利用しやすいサービスを提供するよう奨励される（第21条（d））。障害のある人を代表する団体の効果的で有意義な参加を可能にするために、ガイドライン案はアクセシブルな形式と技術で公開されるべきである。したがって、上記で強調したように、障害者団体やメディアと協議・協力し、ガイドライン草案のわかりやすい版（easy to read formats）を作成し、それへの認識を高めることは国の義務である。啓発は、家族レベル、地域社会、政府機関、民間機関等から始めるべきである。

2. ガイドライン草案のパラグラフ46では、子どもを親から不当に引き離すことに反対している。この問題に関する私たちの意見は、障害のある親をリハビリの名目で家から追い出すべきではないということである。これは、例えばドロップイン・センターなど、地域社会で（訳注　入所でなく自宅からの通所によって）サービスを提供することができるにもかかわらず、スティグマ（汚名）を強化するものである。これには、軽犯罪のために実刑判決を受けたり、長い間裁判前拘留されたりすることも含まれる。

3. ガイドライン草案パラグラフ9は、締約国に対し、地域社会における支援サービスを開発し、それを確実に利用可能にするよう求めている。早期発見と適切なデータ管理システムは、障害のある子どもの支援ニーズに関する適切な計画の助けとなると私たちは考えている。

4. ガイドライン草案はパラグラフ53で、脱施設化を確実に成功させるために、法的能力を保障する権利を確保するよう締約国に求めている。この点について、私たちは、ピアサポートは「自律と意思決定を促進する方法」であると提唱している。ピアサポートは、従来の医療行為に代わるものであり、従来の医療行為によって生み出された力の不均衡を取り除き、エンパワメントするものだからである。

　ピアサポートには多くの利点があり、「支援付き意思決定の純粋な形」と表現されている。

-「緊急の意思決定の時」の重要なツールである。

- リカバリーに基づくサービス（訳注　クライアント自身の社会参加や自信の回復をベースにしたサービス）の不可欠な部分である。

-障害のある人が十分な情報に基づいた意思決定を行えるようにする、広範な問題に関する貴重な情報源である。

ピアサポートに組み込まれている基本原則は、障害者権利条約の文言と精神を規定したCRPD第3条に概説されている。そのキーとなるのは以下である:

- 固有の尊厳、自ら選択する自由を含む個人の自律性、および人の自立の尊重

- 無差別

- 社会への完全かつ効果的な参加と包摂

- 差異の尊重、多様性、人間性のある仲間としての、障害のある人の受け入れ。

5 パラグラフ54で規定されている自立して生活する権利は、わかりやすい版によって提供されるべきである。さらに、精神障害者（persons with psychosocial disability）は、不法侵入や徘徊などの軽犯罪で起訴されることが多い。刑事司法制度における支援サービスの欠如のため、軽犯罪者（訳注　障害のある人）は他の犯罪者と比較して、刑事施設に長期間留置される可能性がある。差別的な法律の一部を廃止すべきである。必要な場合には、裁判外紛争解決（Alternative Dispute Resolution（ADR））制度が主流の司法制度に取って代わるべきである。

最終的なガイドラインが発表される際には、私たちの意見が考慮されることを希望する。

（翻訳：佐藤久夫、岡本 明）